

第2章

地域福祉をとりまく状況

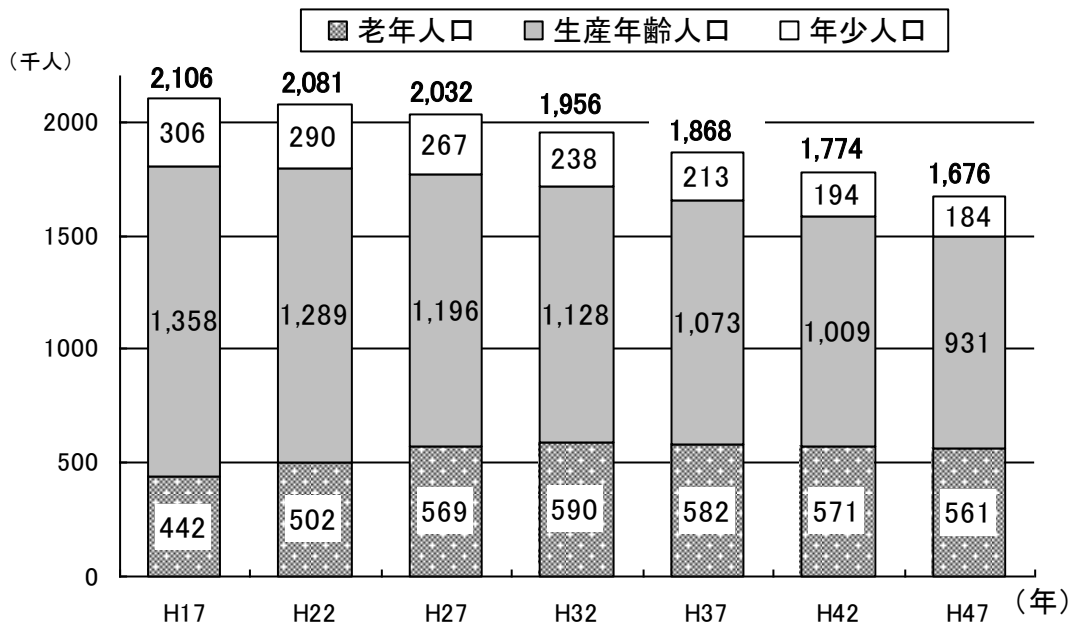
(1) 福祉をとりまく情勢

① 人口減少・高齢化の進行

本県の人口は、平成17年に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、平成47年には現在の約206万人よりも約38万人少ない約168万人へと減少する見込みです。特に生産年齢人口及び年少人口が急激に減少していくと見込まれます。

人口の減少が続く一方で、65歳以上の人口は平成32年まで増加し、その後は、ほぼ横ばいで推移すると考えられます。

資料1 岐阜県の人口推移



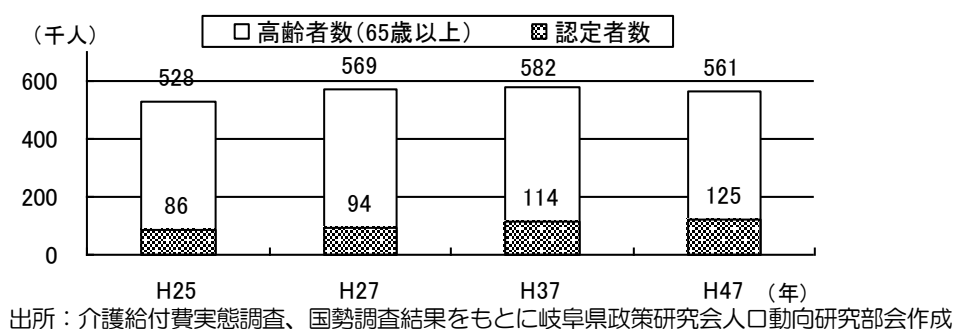
出所：国勢調査をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

② 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

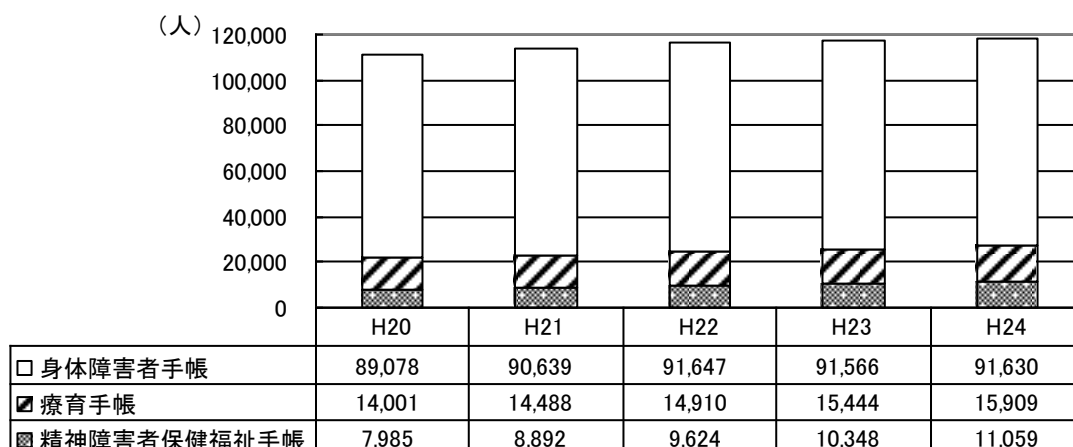
高齢化の進展にともなって、介護を要する高齢者の数は増加を続け、平成25年の約8万6千人から、平成47年には、おおよそ1.5倍の約12万5千人に及びとも推計されます。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数とともに、発達障がい者として支援が必要とされる方の数も年々増加しています。

資料2 岐阜県の高齢者数・要介護（要支援）者認定者数の将来推計



資料3 岐阜県の障がい分野各手帳所持者数



③ 各分野における制度改正

(ア) 高齢福祉分野

平成12年に介護保険法が施行され、介護保険事業者から提供される様々な介護サービスを利用者が選択できる仕組みがつけられました。制度の定着にともない、高齢者介護サービス提供量は飛躍的に増加し、介護保険の総費用も急激に増加しました。

このような状況のもと、平成24年の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを要介護者などへ一

的に提供すること)を推進することや1日に短時間のケアを複数回実施する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び従来の訪問介護に新たに「身体介護20分未満」のサービスなどが追加され、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができる体制づくりの充実が図られました。

■介護保険サービスの概要	
<p>施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(30人以上) ・介護老人保健施設 ・介護療養施設 	<p>居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス など
<p>地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(29人以下) ・認知症グループホーム ・小規模多機能型居宅介護 	<p>★H24改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの推進 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設 ○身体介護20分未満サービスなどの追加

(イ) 障がい福祉分野

2000年代に入って、それまで遅れているといわれていた障がい福祉分野の改革が進められ、行政による「措置」から、利用者自らの「選択・契約」によりサービスを利用する支援費制度へと移行し、平成18年には「障害者自立支援法」が施行されました。

さらに、障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が平成25年4月から施行され、地域社会における共生の実現に向けて障がい者の日常生活、社会生活を総合的に支援することとされました。

また、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」が公布、平成28年4月施行となります。これにより、障がい者に対する障がいを理由とした「差別的取り扱い、合理的配慮の不提供の禁止」について具体化され、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施していくこととされています。

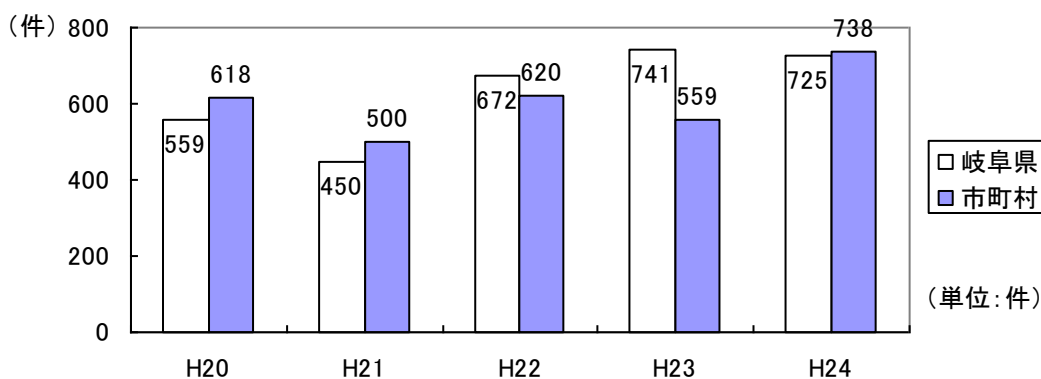
(ウ) 児童福祉分野

平成16年の児童福祉法改正により、住民に身近な市町村が、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭への援助を行っています。また、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制を強化するため、関係機関が連携を図り児童虐待などへの対応を行う要保護児童対策地域協議会の設置が進められ、県内の全ての市町村

に設置されました。専門的機能を担う子ども相談センターでは、立ち入り調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の役割を担いながら、市町村への技術的援助などの連携をしており、地域における児童相談体制の充実を図っています。

また、今後の社会的養護の在り方として、社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係のもとで育てることが求められます。このため、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームの拡充を柱とした家庭的養護の推進を検討します。

資料4 岐阜県における児童虐待の状況



出所：県まとめ

(工) 医療分野

急速な少子高齢化や経済の低成長など、医療を取り巻く環境が変化していく中、医療保険制度を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、医療に要する費用の抑制に努める必要があります。

平成25年3月に策定した「第6期岐阜県保健医療計画」においては、従来の4疾病5事業に「精神疾患」と「在宅医療」が新たに加えられ、地域で安心して医療サービスを受けるための体制の構築が進められています。

また、国においては、医療機能の分化・連携の推進をはじめとした医療法等の改正が行われます。具体的には、病床機能報告制度の創設や各都道府県における地域医療ビジョンの策定などを主な内容として、良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築していくこととしています。

在宅療養支援診療所の状況

(単位：か所、床)

	在宅療養支援診療所数		在宅療養支援診療所の病床数		機能強化型在宅療養支援診療所数
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	
岐阜県	197	9.5	469	22.5	49
全国	13,111	10.2	32,432	25.1	

出所：診療報酬施設基準(平成24年1月、機能強化型在宅療養支援診療所数は平成24年10月)
人口10万対の計算に際しては国勢調査(平成22年)の人口を使用

④ その他の地域社会をとりまく状況

現在の福祉課題（生活課題）として、貧困、孤立死、ニート、ひきこもり、自殺、ホームレス、家庭内での高齢者虐待やDV、いじめなど、様々な問題が顕在化し、社会問題となっています。

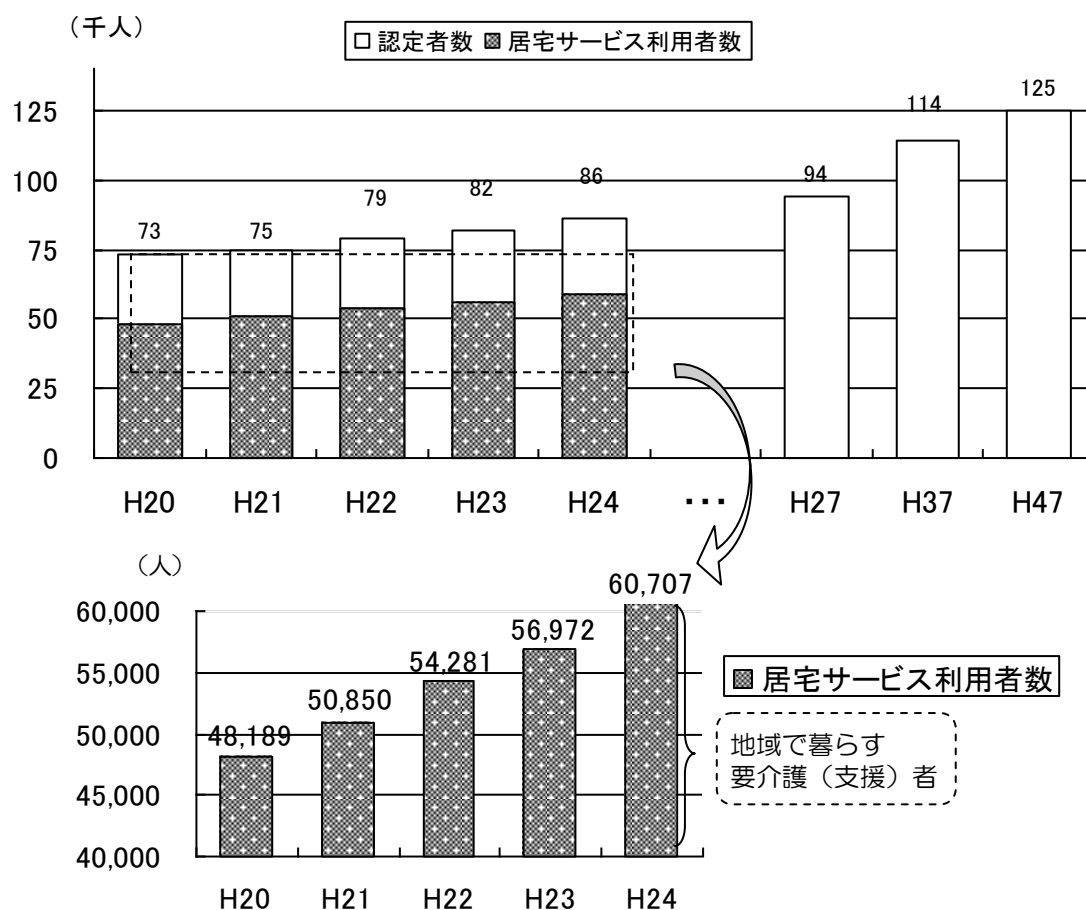
中でも貧困の問題については、高齢化の進展に加え、経済や雇用情勢の低迷により生活が不安定になり困窮する人々が急増していることから、生活困窮者自立支援法（平成25年12月成立）が施行となる、平成27年4月より、各種支援等を実施していくこととされています。

⑤ 今後の動向

高齢者などの増加と、各分野における制度改革によって、地域で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者が増加します。

また、少子化対策、医療、介護、年金の4分野については、制度改革を進めるために政府が設置した社会保障制度改革国民会議における審議結果を踏まえ、制度改革の内容やスケジュールを定めたプログラム法（平成25年12月成立）により、今後必要な法改正が進められることになっています。

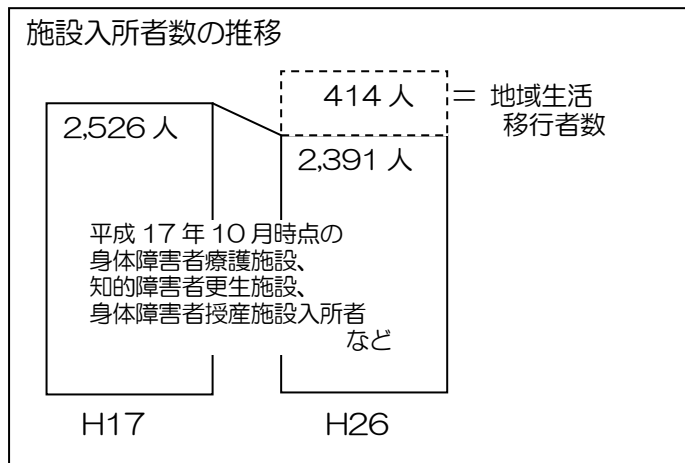
資料5 岐阜県の要介護（要支援）認定者数・居宅サービス利用者数の推移と推計



資料6 岐阜県の障がい者サービスの将来見込み（目標値）

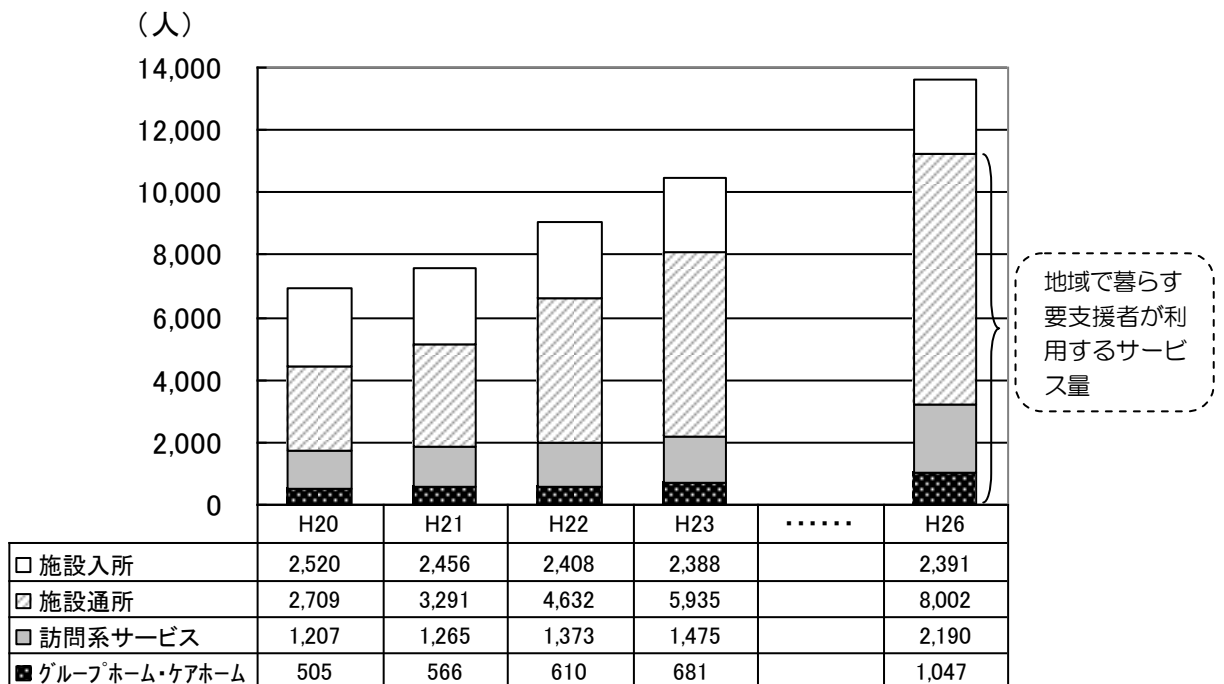
	現 状	将来見込(H26)	備 考
障がい福祉施設入所者	2,526 人(H17)	2,391 人	減少分はグループホーム・ケアホーム、一般住宅等、地域生活へ移行
グループホーム・ケアホーム利用者	400 人(H18)	1,047 人	
訪問系サービス利用者	1,098 人(H18)	2,190 人	
1 年未満入院者の平均退院率	74%(H20)	76%(H26)	

(注) 国の指針に基づき定められた岐阜県障害福祉計画において、障がい者の施設入所から地域生活への移行に関する目標値及び1年未満入院者の平均退院率に関する目標値を設定している。なお、第3期岐阜県障害福祉計画の終期は平成26年度であり、平成26年度の目標値が設定されている。



出所：岐阜県障害福祉計画

資料7 岐阜県の障がい者サービスの推計



(注) 施設入所は施設定員数の目標値
出所：岐阜県障害福祉計画、県まとめ

(2) 地域福祉の推進について

① 地域福祉の推進とは

平成 12 年 6 月に従来の「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、新たな基本理念として、『地域福祉の推進』（第 4 条）が掲げられました。

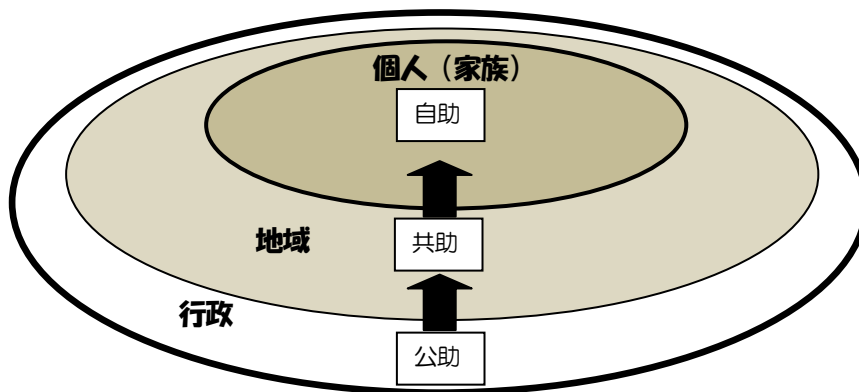
ここでは、社会福祉事業者と社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア等）に加え、地域福祉の推進の担い手として“地域住民”が明記されました。

■社会福祉法第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域で暮らす要支援者に対し、個人や家族による『自助』のほか、地域での住民相互の支え合いによる『共助』、行政による支援『公助』が、各々の役割や特性を活かしながら、包括的かつ継続的に提供される必要があります。

地域の中での『自助』『共助』『公助』の連携による自立支援

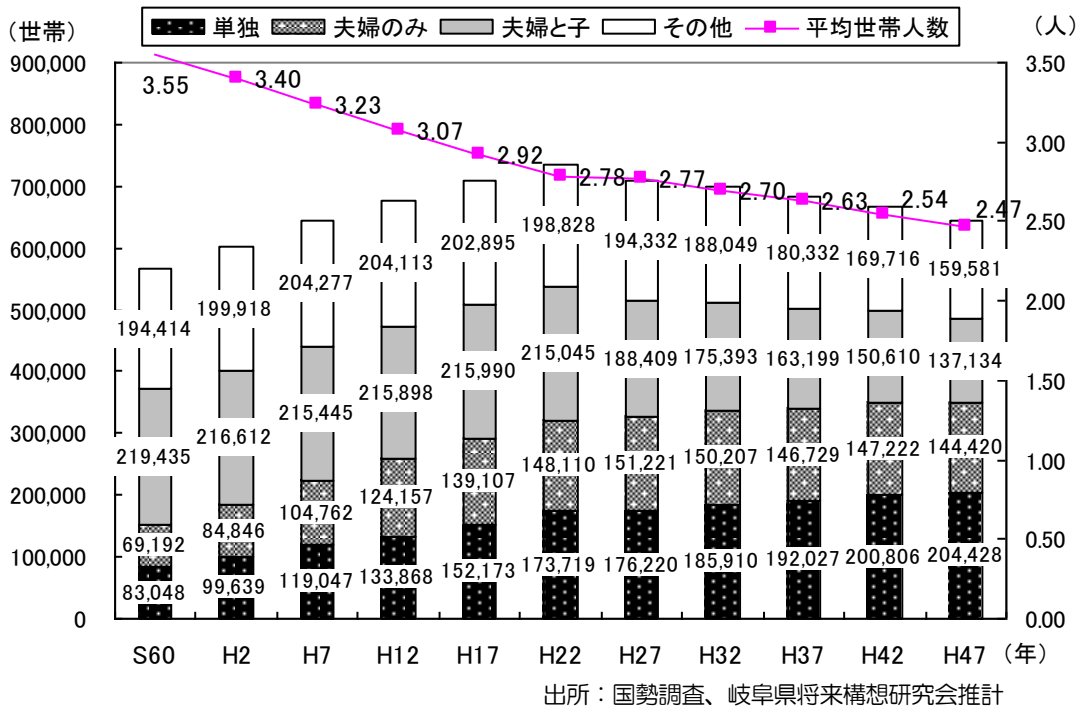


② 家族構成の変化 ～家族による扶助機能『自助』の弱体化

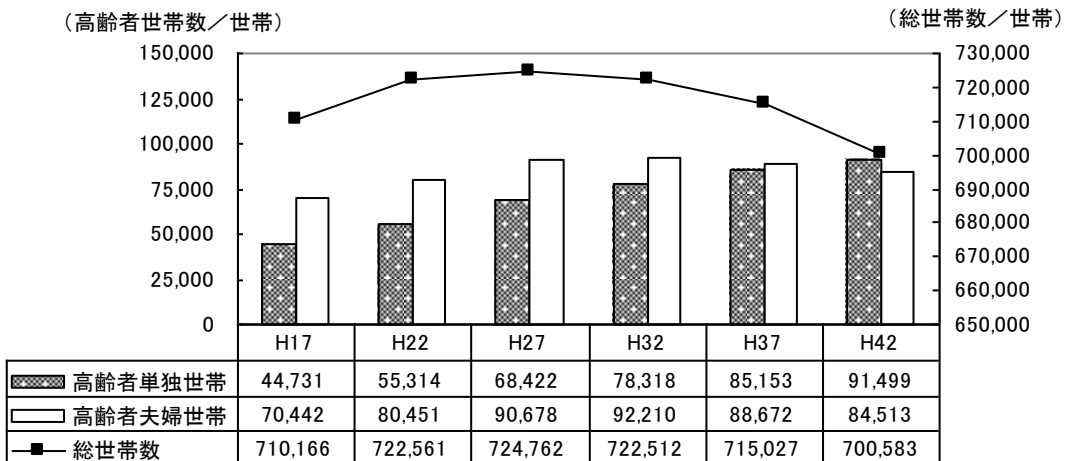
少子高齢化、核家族化などの進展により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者ひとり暮らし（高齢者単独）世帯が増加しています。

これは、かつてのような、三世代が同居し若い世代によって高齢者が支えられていた状況が減少していることを意味し、家族による扶助機能「自助」の低下・弱体化を示すものです。

資料 8 岐阜県内の世帯数の推移（家族類型別）



資料 9 岐阜県内の高齢者世帯数の推移

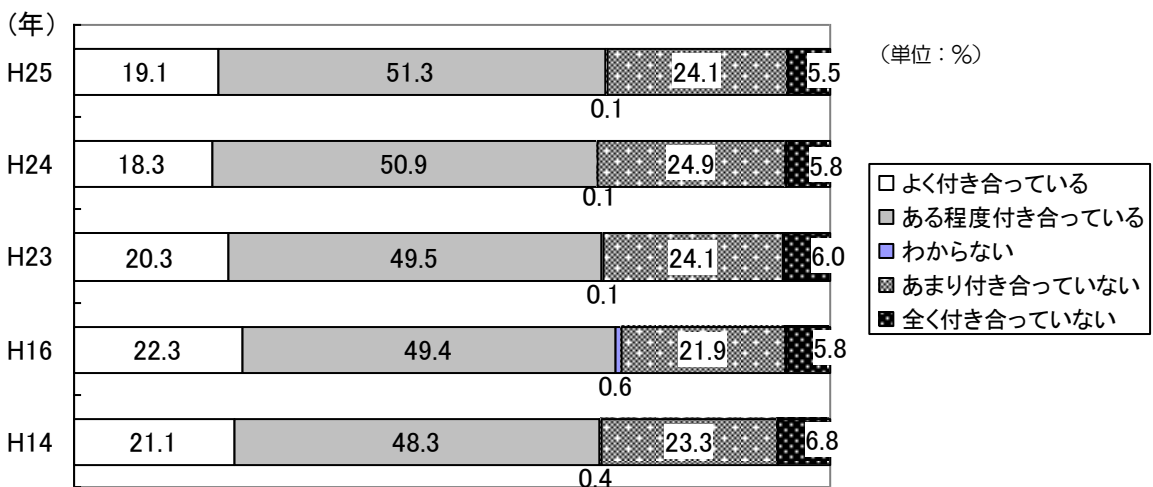


③ 地域のつながりの希薄化

経済・社会環境の変化とともに、地域のつながり、いわゆる“ご近所づきあい”が希薄化してきています。

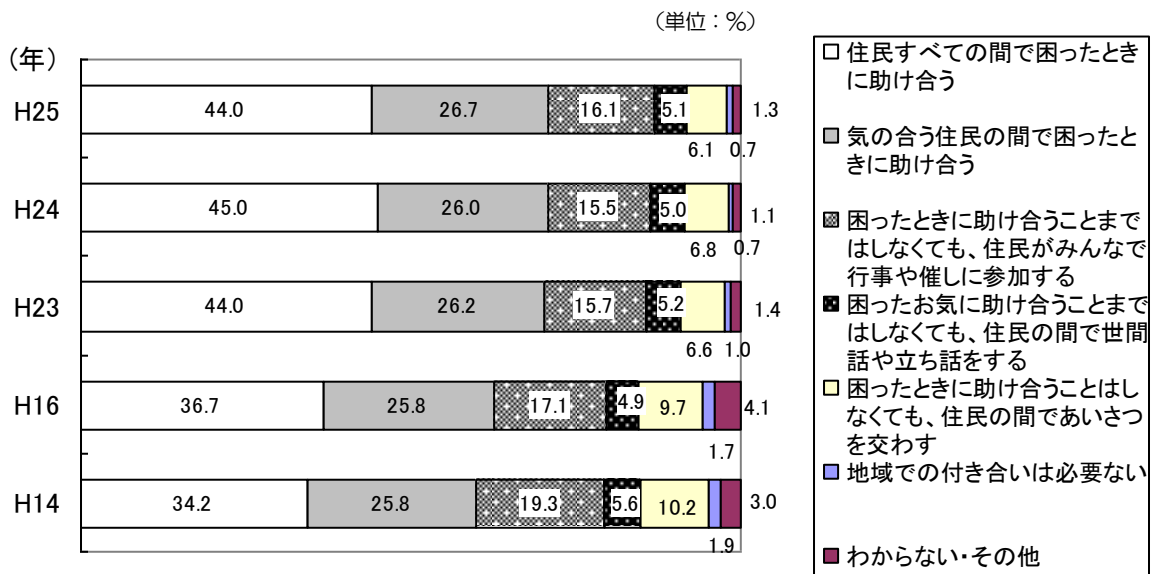
一方、内閣府による地域での付き合いに関する意識調査結果を見ると、「住民すべての間で困ったときに助け合う」のが望ましいと回答する人の割合が増えています。地域への関心が、以前に比べ低くなっているというわけではないと考えられます。

資料 10 現在の地域での付き合いの程度（全国）



出所：内閣府『社会意識に関する世論調査』、2013年

資料 11 望ましい地域での付き合いの程度（全国）



出所：内閣府『社会意識に関する世論調査』、2013年

④ 『公助』 厳しい財政環境

本県の財政は、全国の多くの都道府県と同様に、県税、地方交付税などの財源の増額確保が見込めず、今後ますます厳しくなっています。

高齢化の進展により、介護保険関係経費や老人医療費助成費などの社会保障関係経費は、増加するものと見込まれます。

⑤ 地域の福祉課題の多様化・複雑化

ひとり暮らし高齢者の増加（「自助」の弱体化）、地域のつながりの希薄化（「共助」の衰退）により、地域の要支援者が抱える福祉課題（生活課題）は一層増加するとともに、その課題が多様化・複雑化することが懸念されます。

■新たに発生するとともに、多様化・複雑化する福祉課題（生活課題）

○ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加にともなう課題の例

孤立死、徘徊死、悪質商法被害、災害時対応、ちょっとした困りごと（ごみ出し、電球の交換など）

○家庭・地域のつながりの希薄化にともなう課題の例

高齢者虐待、児童虐待、DV及びそれらの発見が困難

○課題が重なり合い、増幅し、より深刻となる場合の例

ひとり暮らしや、家族に問題解決能力がない家庭（認知症の母と精神障がいの息子など）、生活に困窮している者（世帯）が地域から孤立している場合などは、問題が深刻化

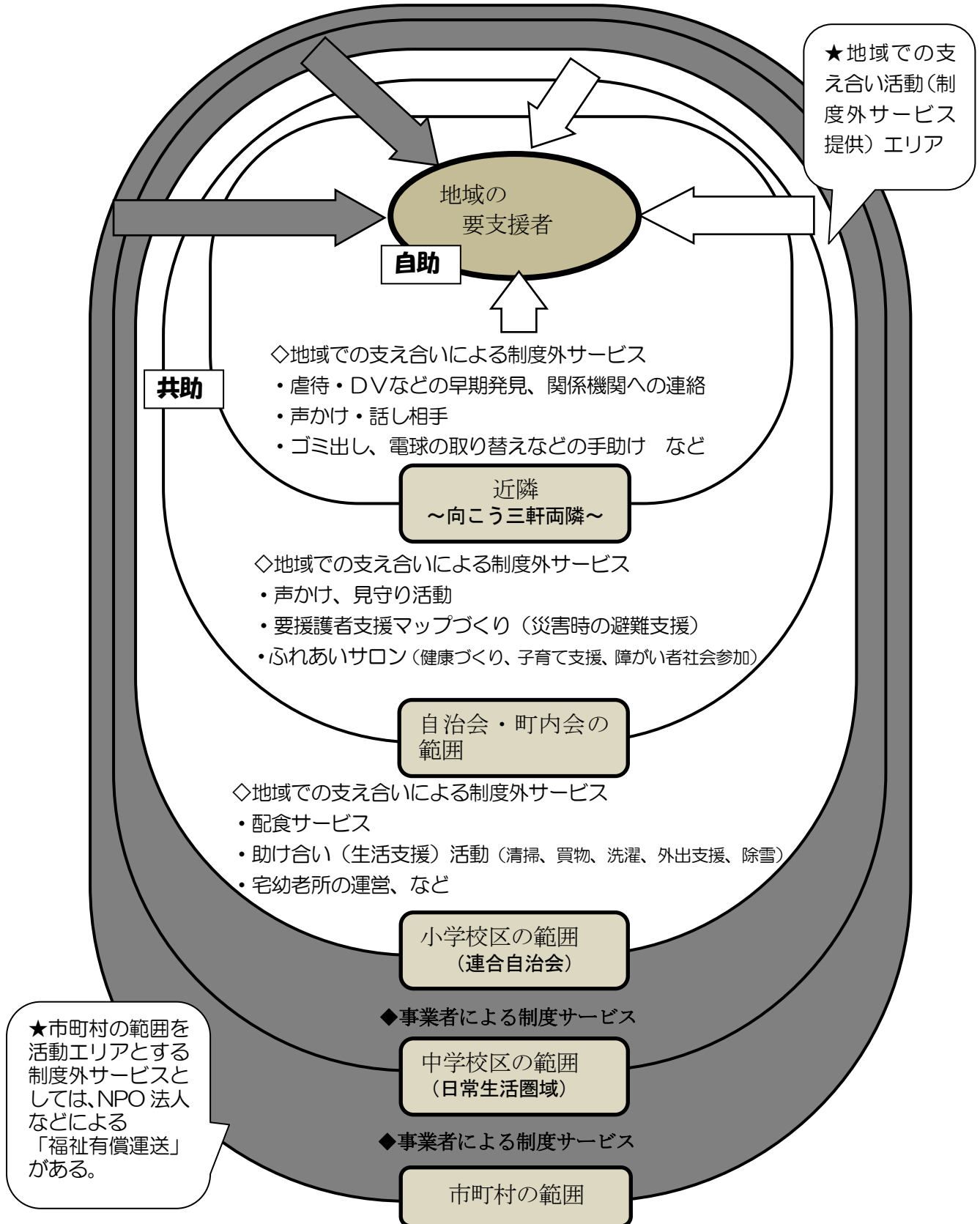
⑥ 地域福祉の推進施策の今日的な課題

お互いに支え合う地域社会の再構築により、福祉制度の隙間・谷間を補完するとともに、一人ひとりのニーズにあったサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。

特に、地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化する状況にあって、制度化されたサービスに比べ、柔軟かつ迅速に対応可能な地域での支え合いによる制度外の福祉サービスの果たす役割や特性が、大きく期待されています。

地域住民自らが、地域の福祉課題に向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外の福祉サービス提供）する仕組みを整備していくことが、地域福祉の推進にあたっての、緊急かつ今日的な課題と考えられます。

■活動エリアによる地域での支え合い活動（制度外サービス）イメージ図



(3) 制度外サービスの提供状況 (平成25年10月1日現在)

自治会・町内会を範囲とした活動

■見守りネットワーク活動 ※他の基盤となるサービス	
要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員などが連携して声かけ・訪問を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動	68.5% (5,840/8,529 自治会で実施)
■要援護者支援マップづくり (災害時の避難支援)	
要援護者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員などによる話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援について検討する活動	90.5% (38/42 市町村で実施)
■ふれあいサロン活動 (高齢者)	
高齢者の生きがいづくり、健康づくりなどを目的に、参加者とボランティアが内容を企画し、ともに運営していく活動	77.6% (6,616/8,529 自治会で実施)

小学校区 (連合自治会) を範囲とした活動

■住民参加による配食サービス	
地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動	47.8% (182/381 小学校区で実施)
■助け合い (生活支援) 活動	
要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動	17.8% (68/381 小学校区で実施)
■宅幼老所の運営 ※介護保険の通所 (デイ) サービスに相当	
健康づくり、介護予防、子育て支援など、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動	11.5% (44/381 小学校区で実施)

出所：県まとめ

